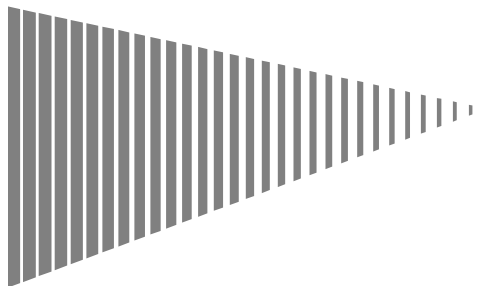


コンセッションの概要と最新動向

講演資料

2014年11月19日



Building a better
working world

本日お話ししたいこと

- ▶ **PFIの概要と課題**
- ▶ **改正PFI法(コンセッション制度)の概要**
- ▶ **政府と先行事例の動き**
- ▶ **水道分野の動向**
- ▶ **企業の問題意識**

はじめに（本講演の前提となる問題意識）

- ▶ 厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」（平成25年3月）によると、日本の人口が現在の3割減の8,600万人になると見込まれる2060年には、水需要も現在の4割程度に減少すると推計されています。（収入の長期的な減少）
- ▶ 一方で、高度経済成長期に敷設された管路の経年化が進み、単年度で全国の水道事業者が負担しなければならない更新投資は増えていくと予想されています。（投資の長期的な増加）
- ▶ この収入減少と投資費用の増加という課題が年々大きくなっていく中で、足元では経験と技能を有する職員の方の大量退職と、その方々からの技能承継という難しい課題も生じていると理解しています。
- ▶ 今日は、以上のような厳しい環境の中で、日夜水の安定供給に取り組まれておられる水道技術管理者の皆様に、課題解決に資する民の力の活用方法や、民の力を活かした新たな広域化へのアプローチ方法などを情報提供させていただきます。
- ▶ ひとつひとつの水道事業者で直面している課題が異なるのは十分承知しており、この講演でご説明できるのはあくまでも一般論の範囲内ですが、お役にたてれば幸いです。

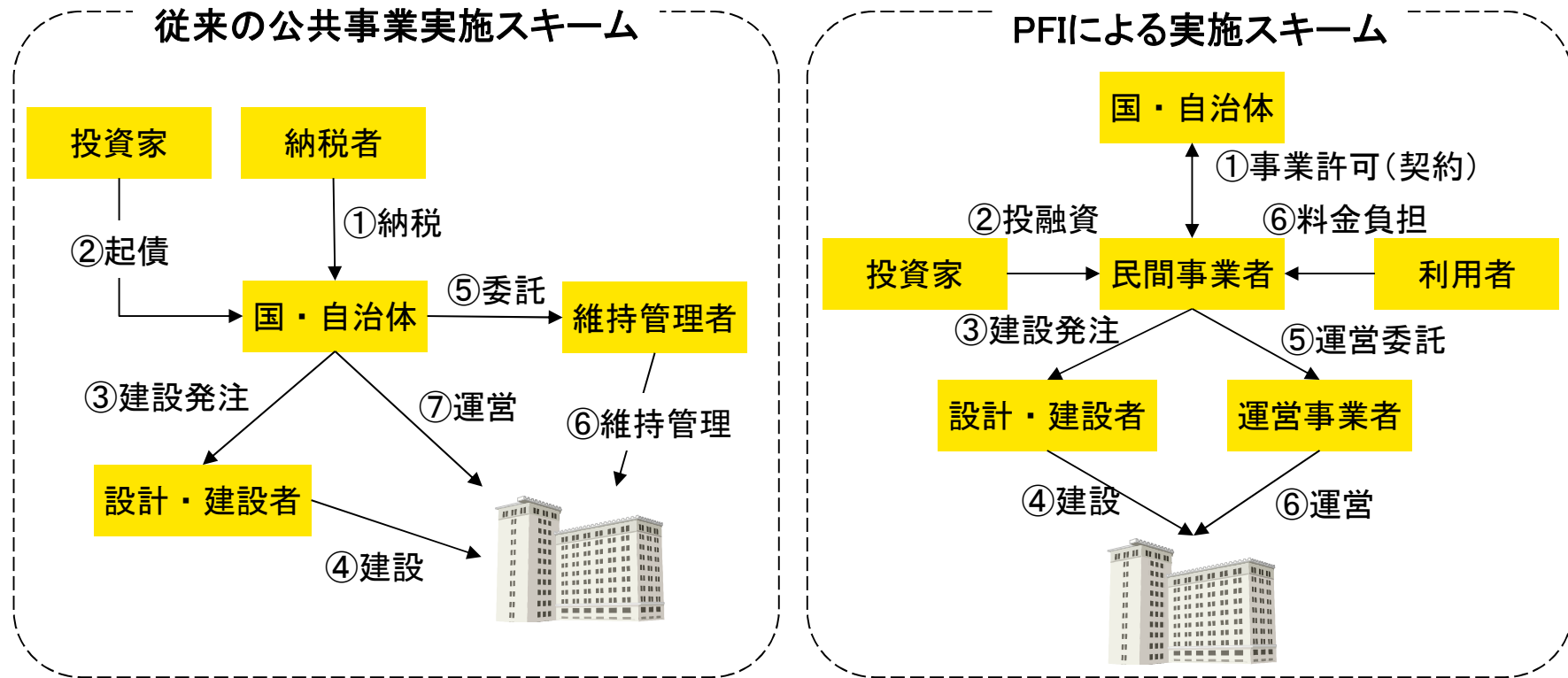
PFIの概要と課題



Building a better
working world

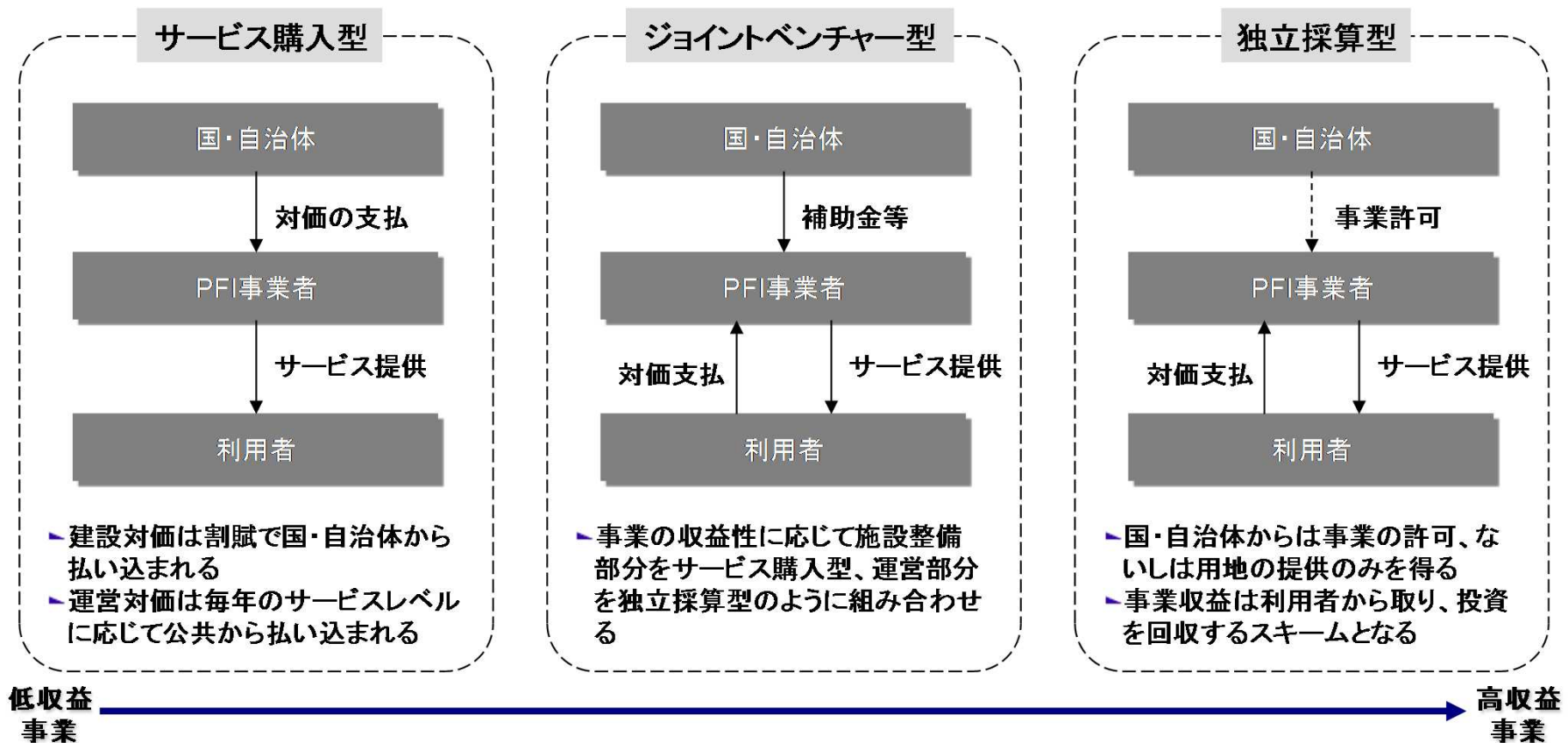
PFIの基本的な考え方

- ▶ 従来の公共事業は、税金ないしは将来の税金で返済する国債や地方債で資金調達して建設事業者に発注して建設し、その施設を運用（ないしは第三セクター等に委託）するスキームが一般的だった。
- ▶ これに対して、PFI（Private Finance Initiative）はこの事業を一括して民間にアウトソーシングし、民間資金や行政にはないノウハウを活用することを目指すものである。



①サービス購入型、②ジョイントベンチャー型、③独立採算型、の三種類のバリエーションが存在する

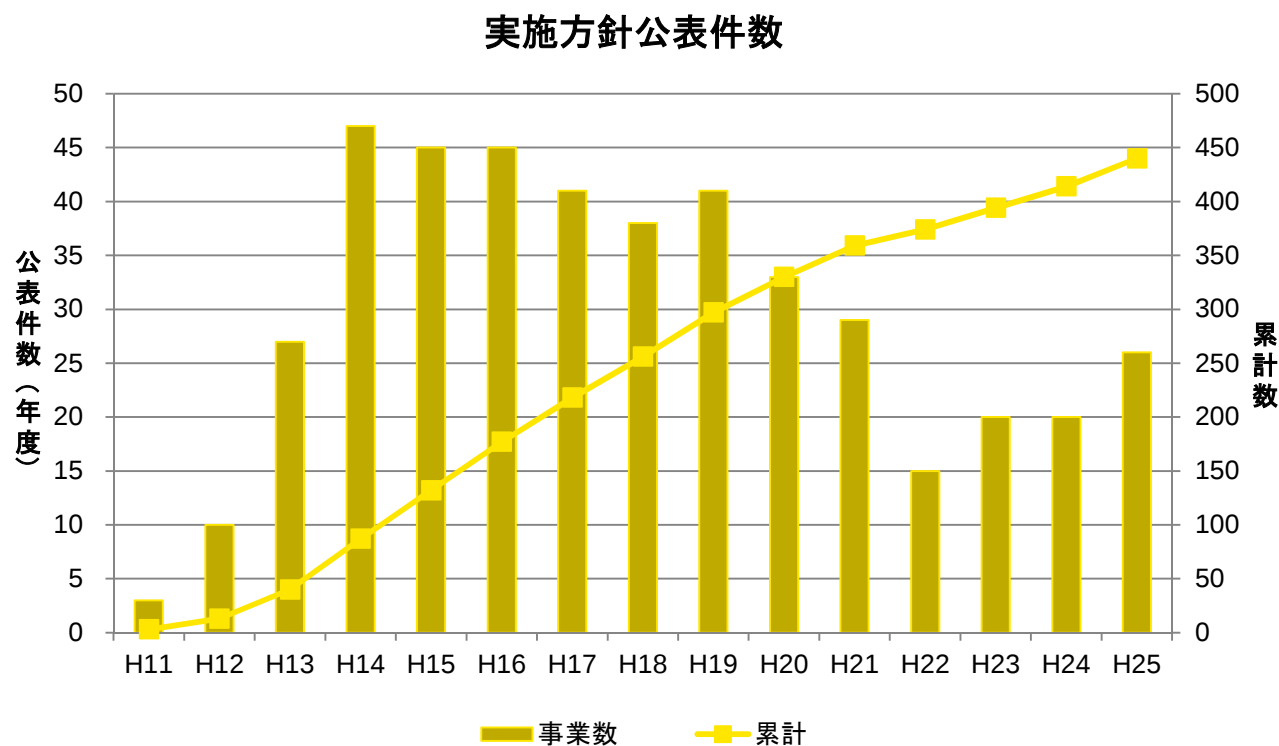
- ▶ 一概に公共施設整備・運営事業といっても、事業の中身や既存制度との関係（サービス対価が徴収できない、など）から収益性には大きな差が存在する。
- ▶ 収益性の程度に応じて、国・自治体がPFI事業者 서비스에 対価を払い込む仕組みが組み込まれる。



現状のPFI事業数

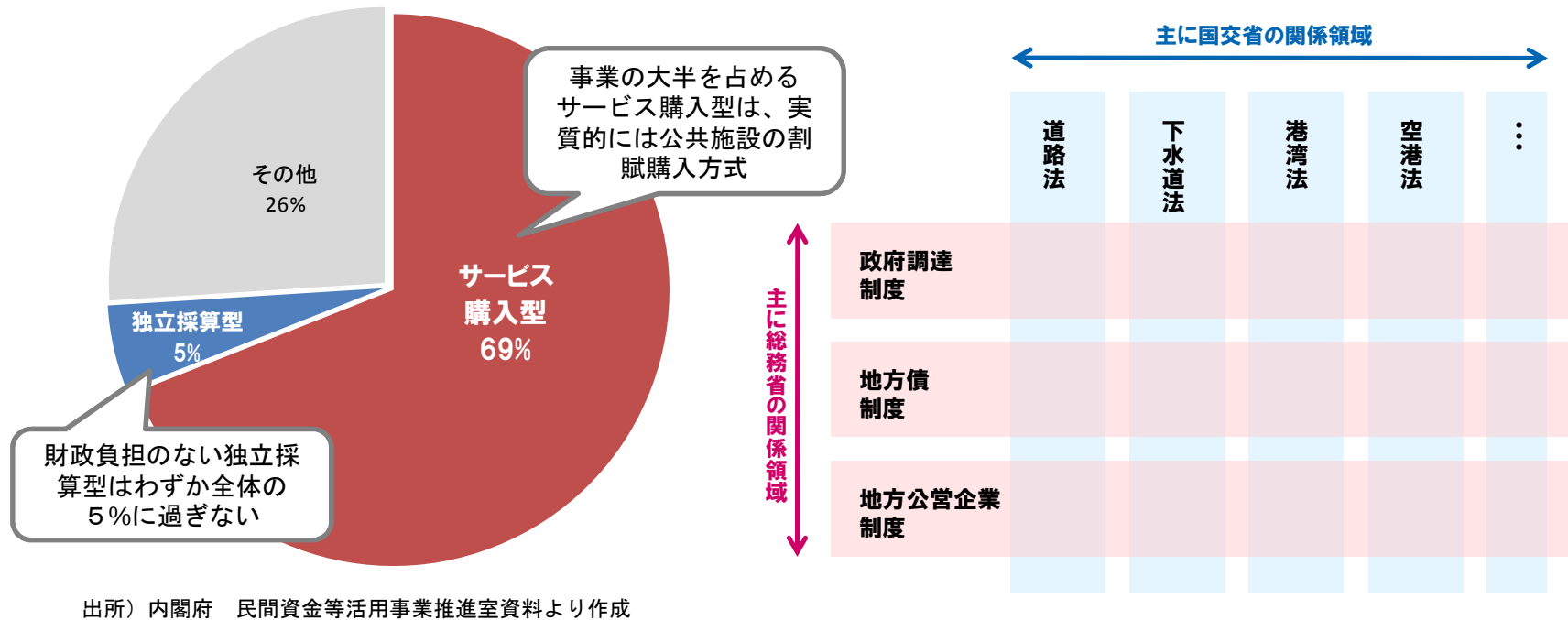
▶ PFI事業実施数

- 事業数は累計で400件を超えるものの、近年は実施件数が大幅に減少。
- PFI事業費累計は平成25年度末で約4.3兆円。



従来の制度の運用状況と課題

- ▶ 日本でも1999年にPFI法が制定され、運用されてきたが、その主たる対象は前頁にあるようなインフラではなく、庁舎や宿舍、学校の校舎などの公共建築物であった。
- ▶ インフラを対象と出来なかった理由として、いわゆる公物管理法と呼ばれる既存の諸法制度がインフラにおける民間運営を前提としていなかった点が挙げられる。



公物管理法の例

下水道法(抜粋)

第二章 公共下水道

(管理)

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

空港法(抜粋)

第二章 空港管理者

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理)

第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港
- 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

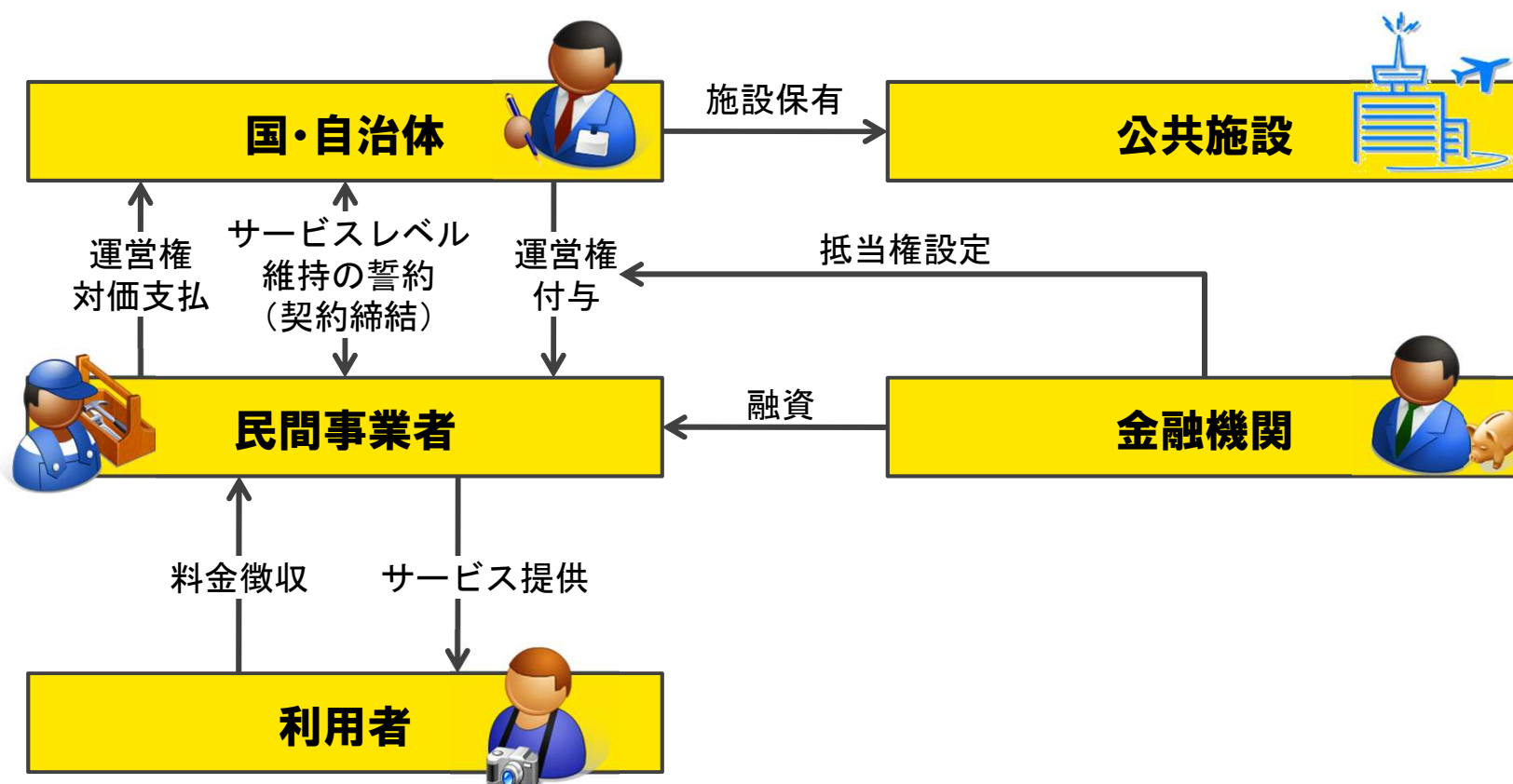
改正 P F I 法の概要



Building a better
working world

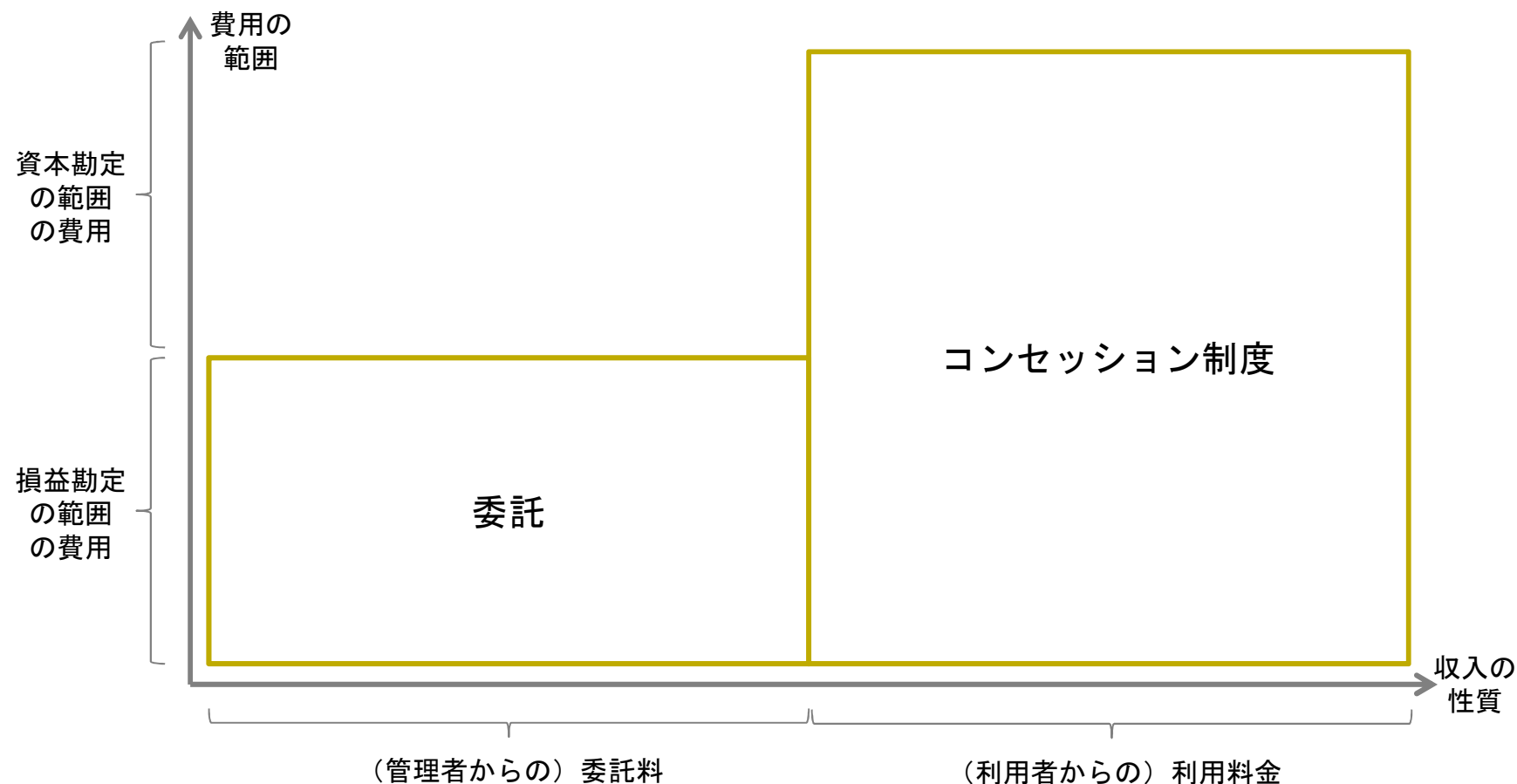
改正PFI法に基づく公共施設等運営権制度の概要 (2011年6月)

図表 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）の仕組み



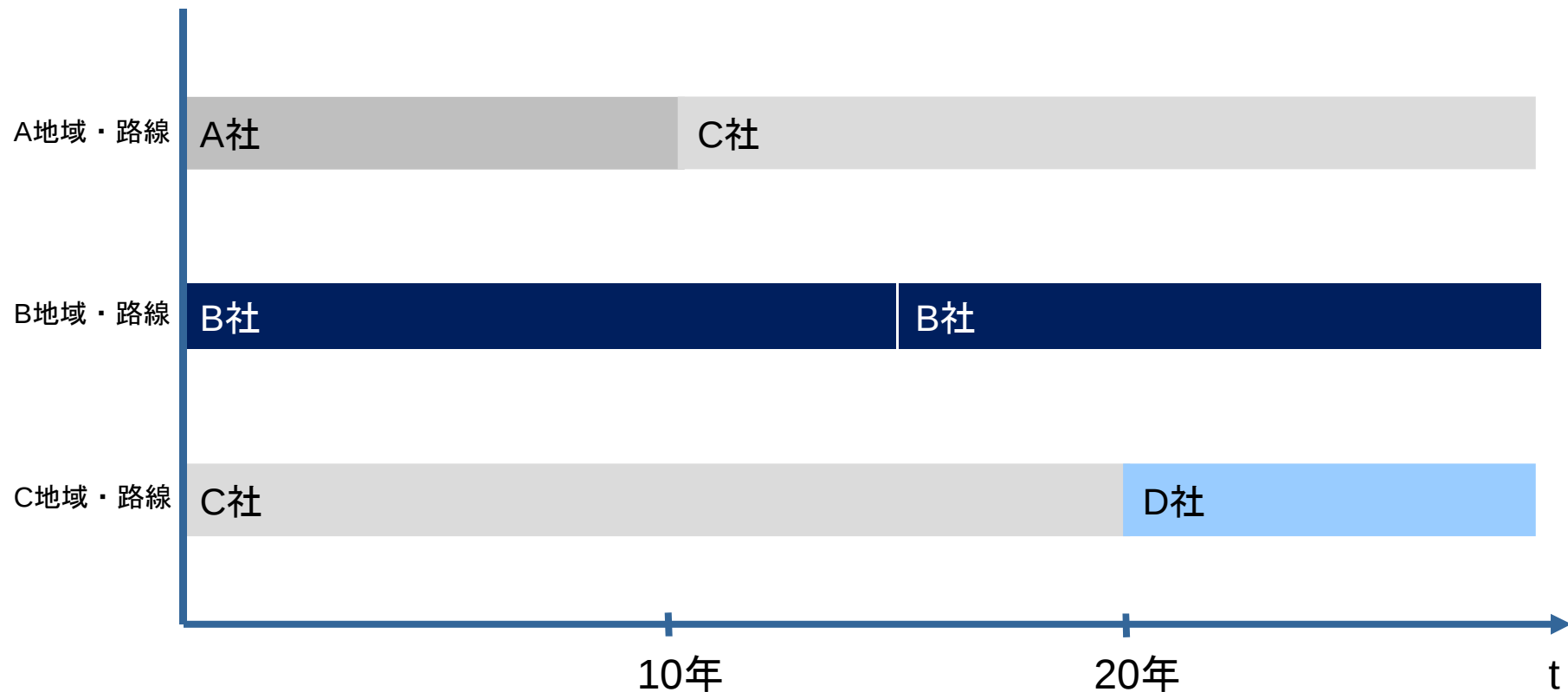
委託・指定管理者制度等との違い

- ▶ 従来から行われてきている民間委託との関係では、民間側の負担とされる費用の範囲も、民間側に発生する収入の性質もまったく異なり、事業を丸ごと民間企業に渡す形になる。
- ▶ 指定管理者については、コンセッション制度に近い運用も可能だが、実務上の課題がある。



コンセッションの特徴①：期間を定めて競争性を確保し、よりよいサービスを引き出すことが可能

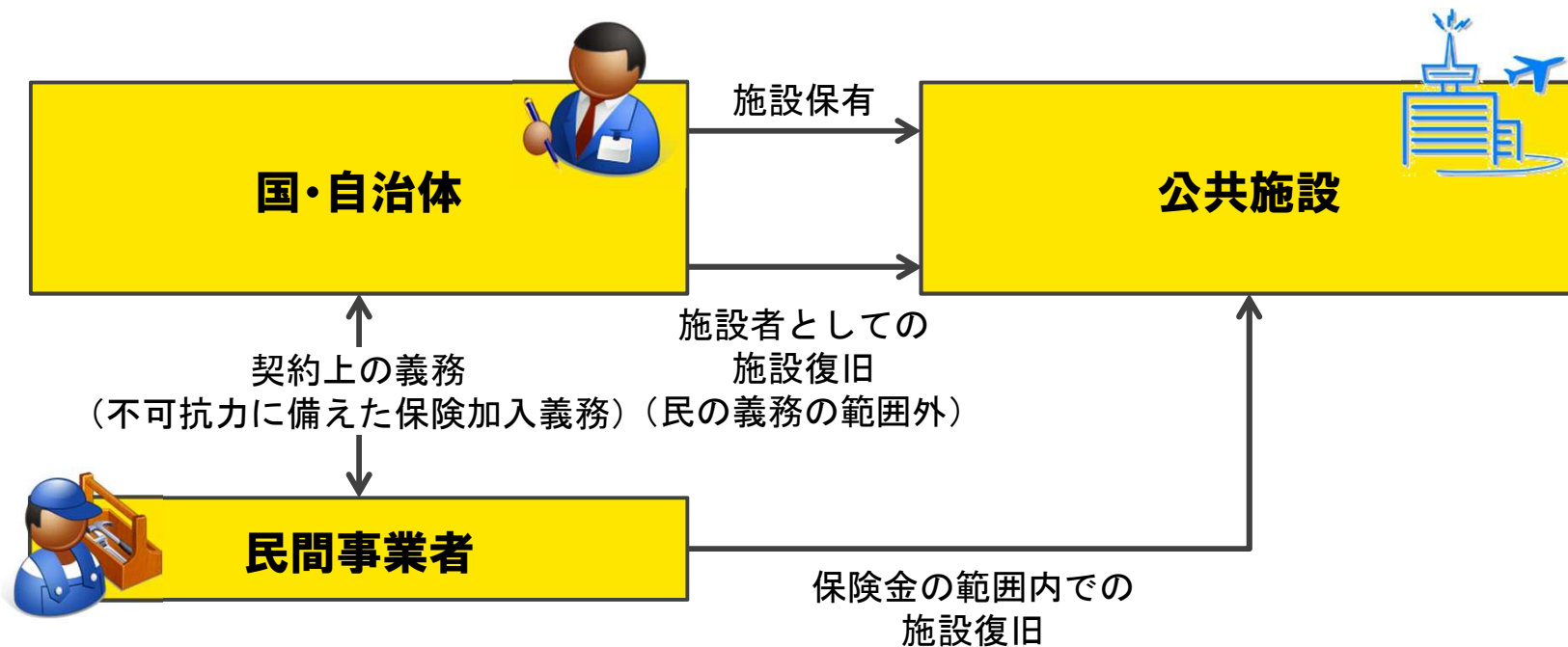
- ▶ 原則として特定の企業が半永久的に事業を担う民営化型とは違い、事業期間ごとに担い手となる民間企業を公募し、コンペで相手方を選定するために、民営化企業による独占を避けることが可能である。
- ▶ 民間企業側にとっても、競争に勝って、より長い期間経営に関与するためには継続的な努力が必要であり、インフラのような独占性の高い分野に向けた仕組みであると考えられる。



コンセッションの特徴②：大規模災害発生時の復旧に対して政府の介入が容易な形で設計できる

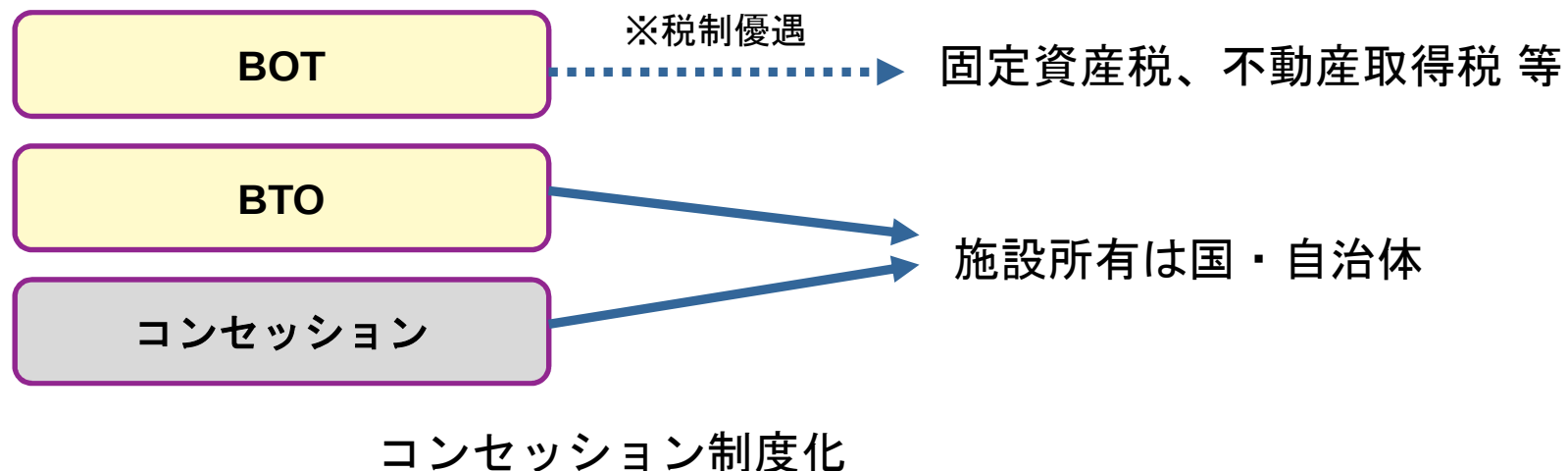
- ▶ コンセッション制度の場合には、施設の所有権が国・自治体側に残っているため、大規模災害発生時に国・自治体がどうしても自ら事業を復旧しない場合に、所有者として施設の復旧させることが可能。
- ▶ 所有権を手放してしまった場合、民間事業者の所有物に対してどのように公費を入れるか、という問題が発生してしまう。
- ▶ 結果、以下のような官民のリスク分担を設計することが可能である。

図表 空港コンセッションにおける大規模災害発生時の対応方策



コンセッションの特徴③：無用な課税コストや所有権リスクを避けることもできる

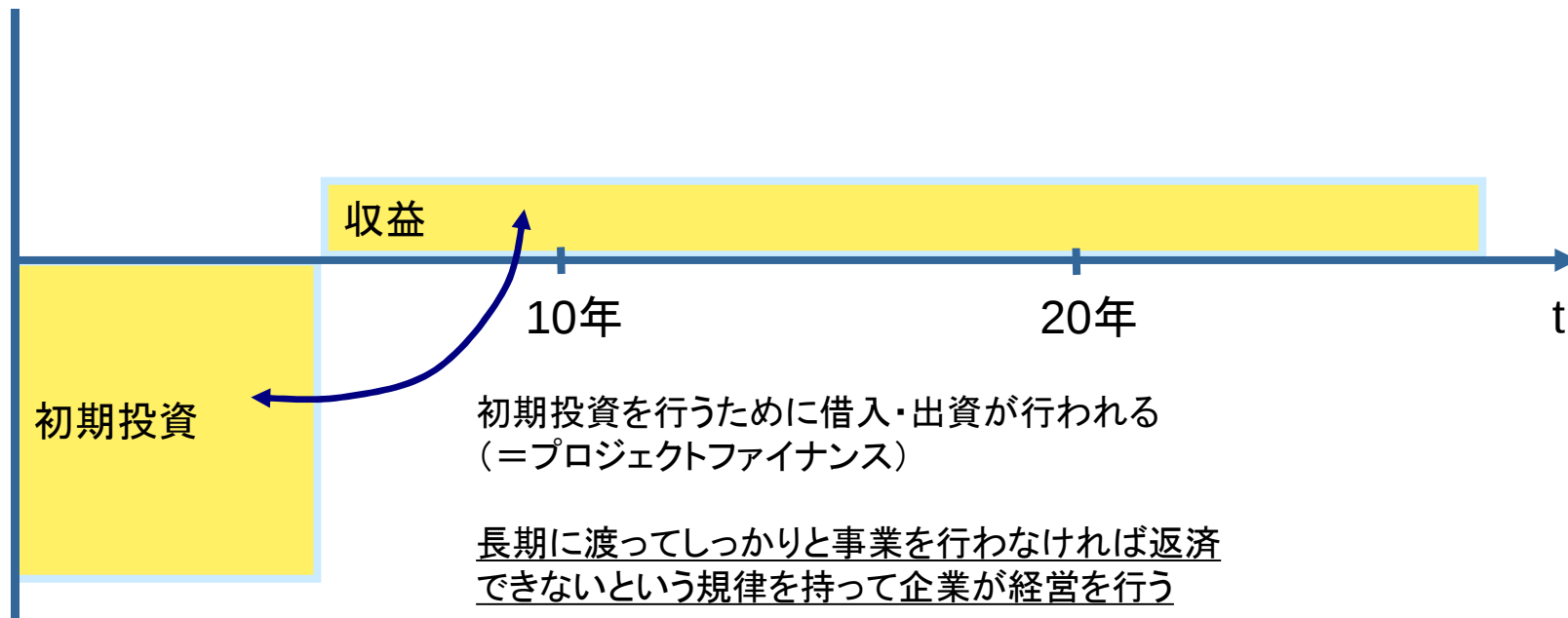
- ▶ 従来、民間に委ねる場合には、施設の所有権を民間企業に引き渡す必要があった。
- ▶ ただその場合には、民間企業に固定資産税や不動産取得税の課税が発生し、地方自治体から見れば「余分な」コストが発生してしまうというデメリットが存在した。
- ▶ コンセッション制度が税制面で位置付けられることで施設の所有権を必ずしも企業に移転させる必要はなくなり、こうしたコストを負担する必要はなくなる。
- ▶ なお、上下水道事業などのように事業を行う上で様々な動産・不動産を活用する事業では、従来の制度では所有権の保全が難しかったが、コンセッションが導入されることで保全しやすくなるというメリットも存在する。



コンセッションの特徴④：当初に投資をさせることで規律を保たせることが可能

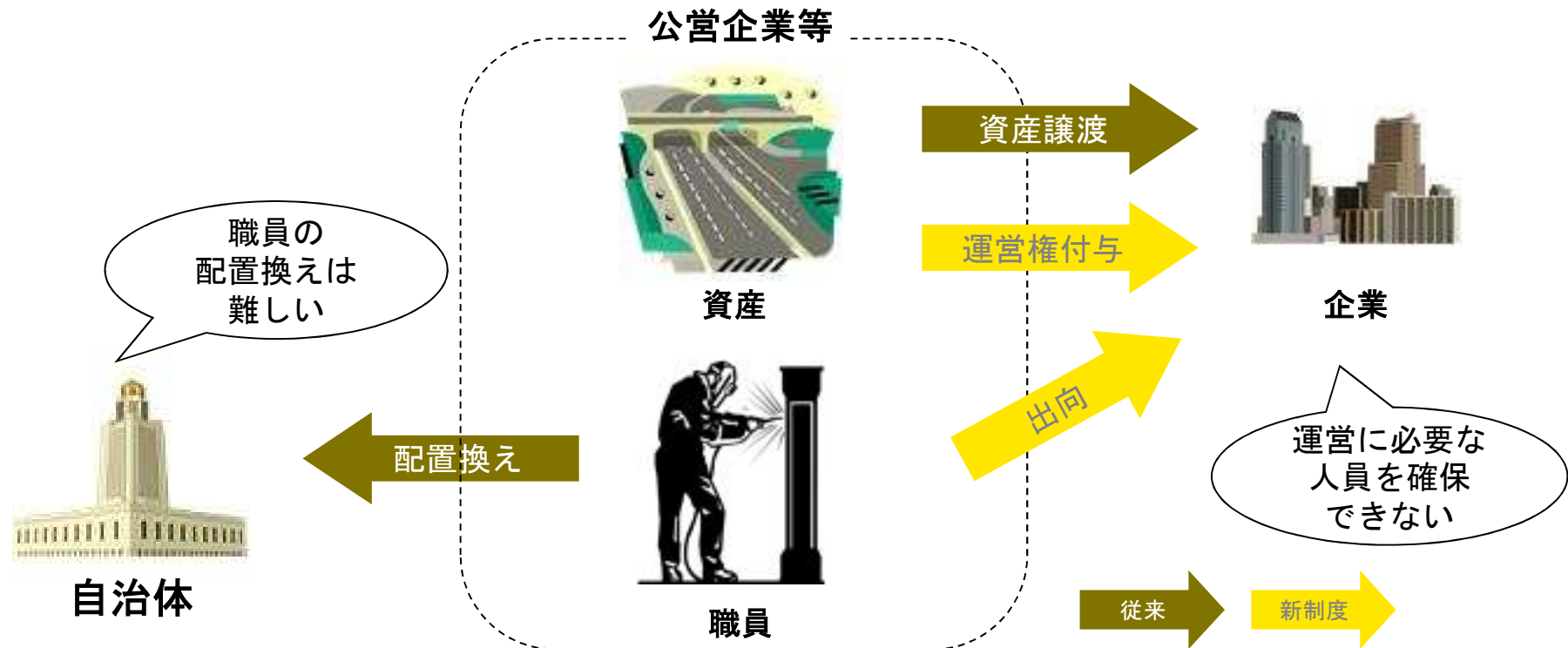
- ▶ 新たなPPP/PFIの場合、原則として事業期間当初に民間企業からの初期投資が行われる。
- ▶ 初期投資の内容は、建設投資の場合と運営権取得対価の場合の両方が想定される。
- ▶ 委託型の事業との最大の違いは、当初に行った投資の回収という動機付けで民間企業に規律を持たせると共に、金融機関からの経営監視を活用するという点にある。

キャッシュフロー



コンセッションの特徴⑤：公務員身分のまま職員が公営で培ったノウハウを民間事業者に移植することができる

- ▶ 政府は来年の通常国会に、PFI法上の運営権者に対して地方公務員を退職派遣した場合に、3年以内であれば年金を通算すると共に、再任用を可能とする法律を制定しようとしている。
- ▶ 地方公務員の場合、自治体による出資(1株でも可能)があれば、今でも地方公務員派遣法に基づいて同様の退職派遣が可能。
- ▶ 総務省は、自治体の政策推進に特別に必要な場合の再派遣も可能との立場を取っている。



コンセッション制度の適用対象 (PFI法基本方針に示された公物管理法と運営権の関係)

事業名	運営権設定の可否	根拠法令	備考
水道施設	可	水道法	※
医療施設	可	医療法	ただし、医業本体への適用は不可。
社会福祉施設	可	社会福祉関係各法	※
漁港(プレジャーボート)	可	漁港漁場整備法	
中央卸売市場	可	卸売市場法	
工業用水道事業	可	工業用水道法	
熱供給施設	可	熱供給事業法	※
駐車場	可	駐車場法	
都市公園	可	都市公園法	
下水道	可	下水道法	
道路	不可	道路整備特別措置法	今後の料金制度のあり方とあわせて設定を検討。
賃貸住宅	可	公営住宅法等	
鉄道(軌道含む)	可	鉄道事業法・軌道法	※
港湾施設	可	港湾法	
空港	(可)	空港法・航空法	成田国際空港と中部国際空港のみ運営権せっては不可。他の空港には設定可能。
産業廃棄物処理施設	不可	廃掃法	
浄化槽	可	浄化槽法	

※各事業を運営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。

政府と先行事例の動き



2014年5月19日経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議 竹中主査提出資料(概要)

意義	- 建設業を含む企業(地域企業含む)や投資家にとっての新規ビジネスのチャンスであり、ノウハウを積むことでインフラ輸出の加速にもつながる。 - 民間のアセットマネジメントノウハウが公共インフラに導入され、今後巨額の財源が必要とされる改築更新の効率化につながる。
数値目標	- 向こう3年間を「集中強化期間」とし、日本再興戦略で政府が掲げている数値目標である2~3兆円の運営権への投資を、この間に前倒しで実現させる。 - 集中強化期間中に、少なくとも、空港(6件)、上水道(6件)、下水道(6件)、有料道路(1件)の案件(この4分野を重点分野とする)を実現させることを目標とする。
制度基盤整備	- 運営権を取得した民間企業に公務員派遣する法的根拠の整備(内閣府・公務員制度所管省庁において次期通常国会までに)。 - 期中の更新投資などの運営権の会計・税務上の課題の解決(内閣府・重点分野所管省庁において平成27年度税制までに)。 - 運営権事業に移行することで生じる法人課税によって地域からの資金が流出する問題の解決(総務省において)。
制度活用 インセンティブ設定	地方公共団体が運営権事業を実施する準備事業の費用補助の仕組みと、この地方負担分に地方財政措置を行う仕組みの措置(内閣府・重点分野所管省庁・総務省において平成27年度予算で)。
地域企業等参入支援	官民連携インフラファンドによる地域企業やインフラファンドのPPP/PFI事業参入支援措置の実施(内閣府において)。
施策フォローアップ・ 推進体制強化	- 重点分野の所管省庁での法務や会計などの民間専門人材の活用促進。 - 政策推進の司令塔である内閣府の抜本的体制強化。 - 経済財政諮問会議ないしは産業競争力会議によるフォローアップの実施。

全国の案件の状況

主なコンセッション着手・検討中案件



注：「着手済み」は実施更新公表済み案件、「検討中」は調査を行っている案件を指す。

出所：公表情報から新日本有限責任監査法人作成

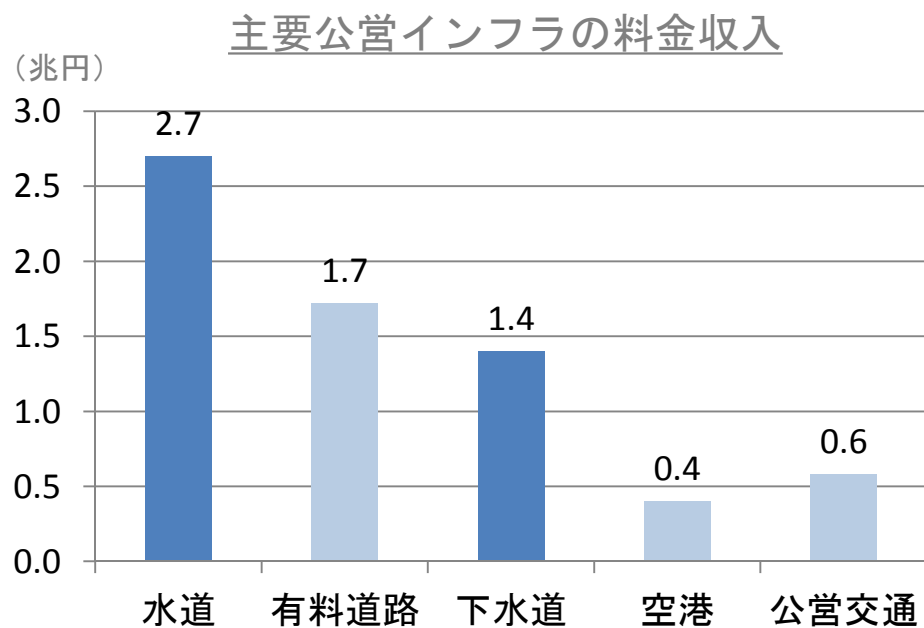
水道分野の動向



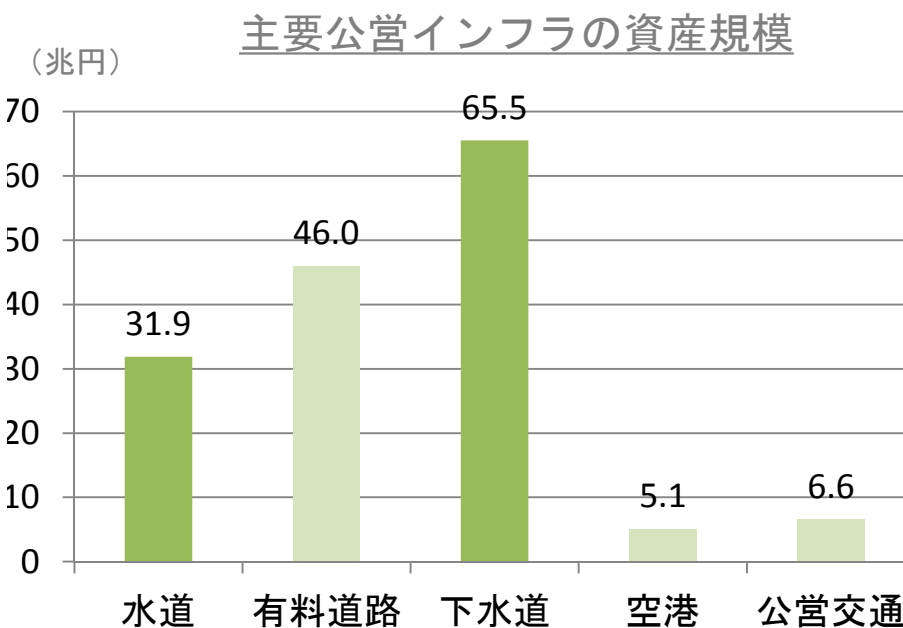
Building a better
working world

水道事業・下水道事業は我が国で最大の公営インフラ

- ▶ 水道事業・・・収入＝約2.7兆円弱、資産規模＝約32兆円。
- ▶ 下水道事業・・・収入＝1.4兆円、資産規模＝最大約66兆円。



出典) 地方公営企業年鑑 (H24年度決算) 等より作成

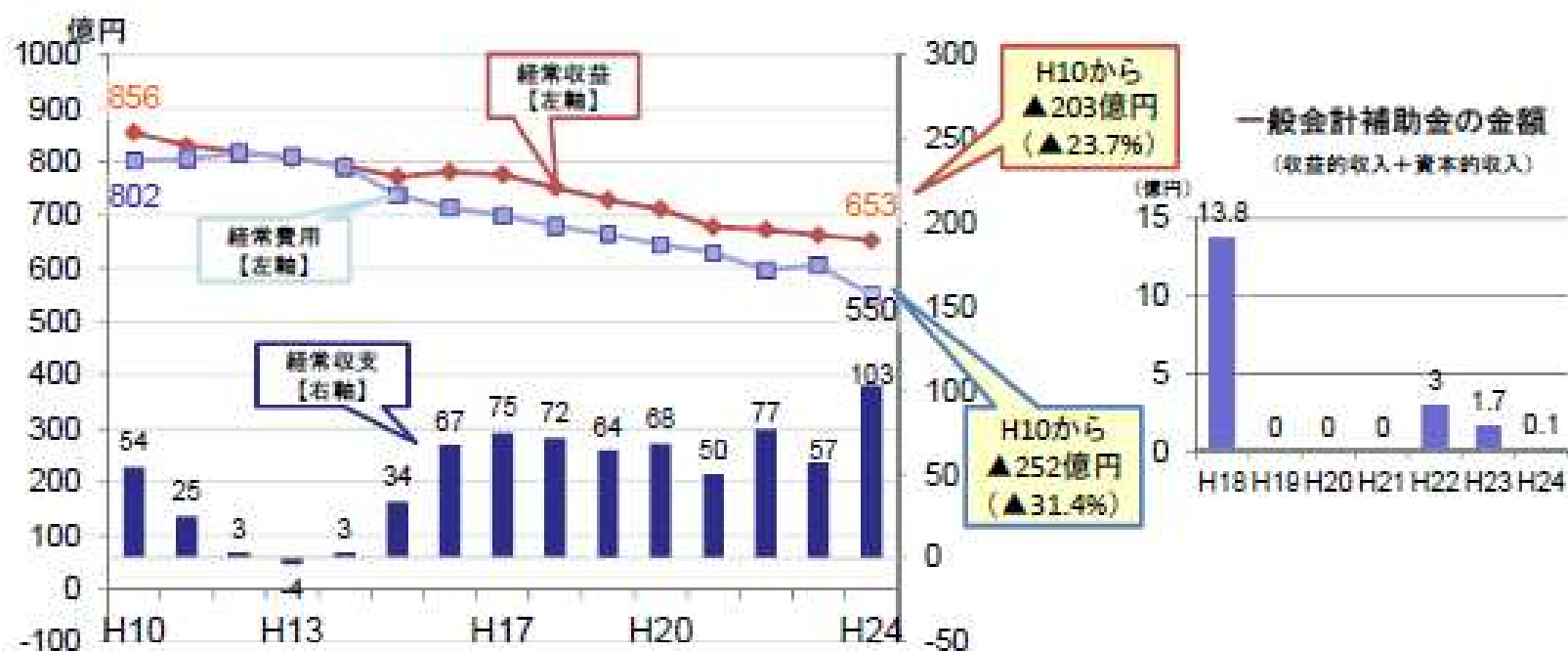


出典) 地方公営企業年鑑 (H24年度決算) 等より作成

注) 下水道事業の数値は、減価償却を考慮していないデータも合算している。(実際の資産規模は上図より小さい)

大阪市水道局の状況

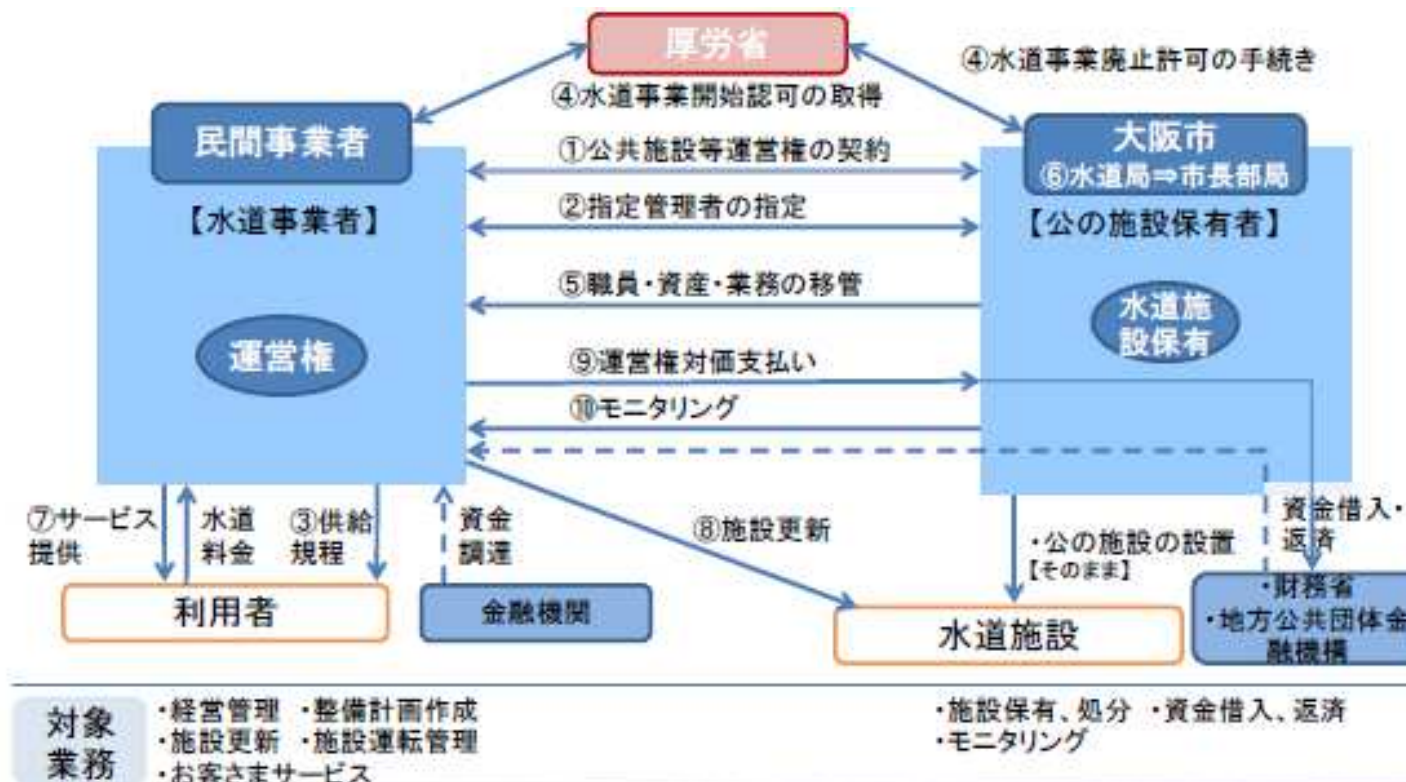
- ▶ 足元の年間売上(経常収益)は650億円で、過去10年間の経常収支は50億円～100億円程度の間で推移している。
- ▶ 借入金の残高は平成24年度時点で2,200億円となっている。



出所)大阪市水道局『民営化素案』より

コンセッションスキーム (昨年11月公表の民営化素案より)

- ▶ 大阪市の有している水道事業の許可は廃止とし、運営権者が新たに水道事業の許可を取得する前提となっている。
- ▶ 運営権対価は分割払いとなり、大阪市側に残る借入金の返済に充てられる。



出所) 大阪市水道局『民営化素案』より

スキームのポイント

番号	解説
(1) 事業移管手続き	
①	民間事業者を公共施設等運営権設定会社を選定し、運営権契約を締結、公共施設等運営権を設定する。
②	①と並行して民間事業者を指定管理者として指定。
③	民間事業者が水道料金を設定し、料金、給水装置工事の費用等の供給規程を定める。
④	水道事業の認可は民間事業者が取得する。市は水道法上の水道事業を廃止する。
⑤	職員及び必要な資金等を民間事業者へ移管(現物出資等の手法)。
(2) 上下分離方式での運営	
⑥	水道局を廃止し、市長部局に水道担当部署を設置。 資産の管理、処分などの業務、民間事業者との契約やモニタリングを行う。
⑦	民間事業者が水道施設を運転し、お客さまへ給水サービスを行い水道料金を収受。 水道事業者である民間事業者に給水義務や給水停止、給水装置工事事業者の指定に関する権限、責任がある。
⑧	実施方針に基づく施設更新を民間事業者が実施。 更新資金は原則民間事業者が調達(料金収入及び外部)。市は、必要に応じて起債により資金調達を行う。
⑨	運営権の対価を民間事業者から市へ支払い。
⑩	市は民間事業者が契約通りに運営をしているかどうかモニタリングを実施。業務改善の指示や、場合によっては運営権の取消しが可能。

出所)大阪市水道局『民営化素案』より

積み残されている論点

- ▶ コンセSSIONスキームに記載している方法を取ろうとした場合、以下に記載した4府省との調整が残っている。
- ▶ 民営化素案に記載されたスケジュールである今年度末の「基本方針」公表に向けて、調整を進めているものと思われる。

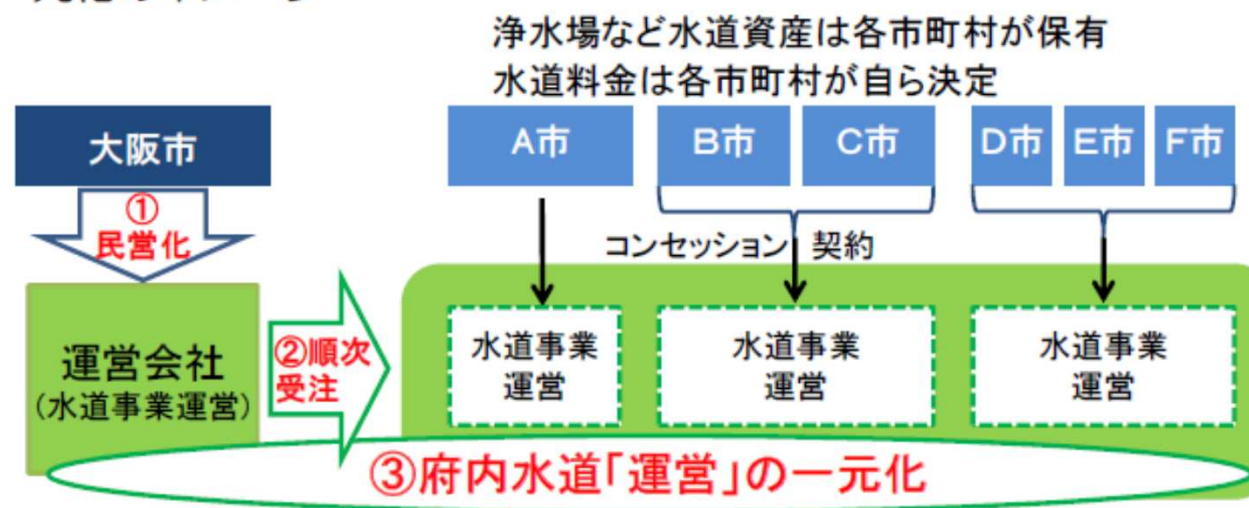
対象府省	調整事項
厚労省	● 運営権の設定を受けて水道事業を営む運営権者の水道法上の地位について（認可は誰が持つ必要があるのか？） ● 運営権設定後の事業者に対する国庫補助の交付について
総務省	● （認可を運営権者が受ける場合）大阪市に残る資産・債務の会計上の取り扱いについて ● （認可を運営権者が受ける場合）災害発生時等の地方交付税の取り扱いについて ● 運営権者が指定管理者を受けるか否かについて
国交省	● 大阪市水道局が有する水利権の取り扱いについて
内閣府	● 運営権の会計処理（特に更新投資の取り扱い）について

出所）大阪市水道局『民営化素案』より

広域化へのアプローチ

- ▶ 大阪府下の水道事業体の統合については、民営化を先行させた上で以下のようなアプローチで取り組んでいく方針が示されている。
- ▶ 料金も一体化される官と官の統合による統合ではなく、運営ベースで同意の得られる自治体から一体化していくという方針。

府内一元化のイメージ



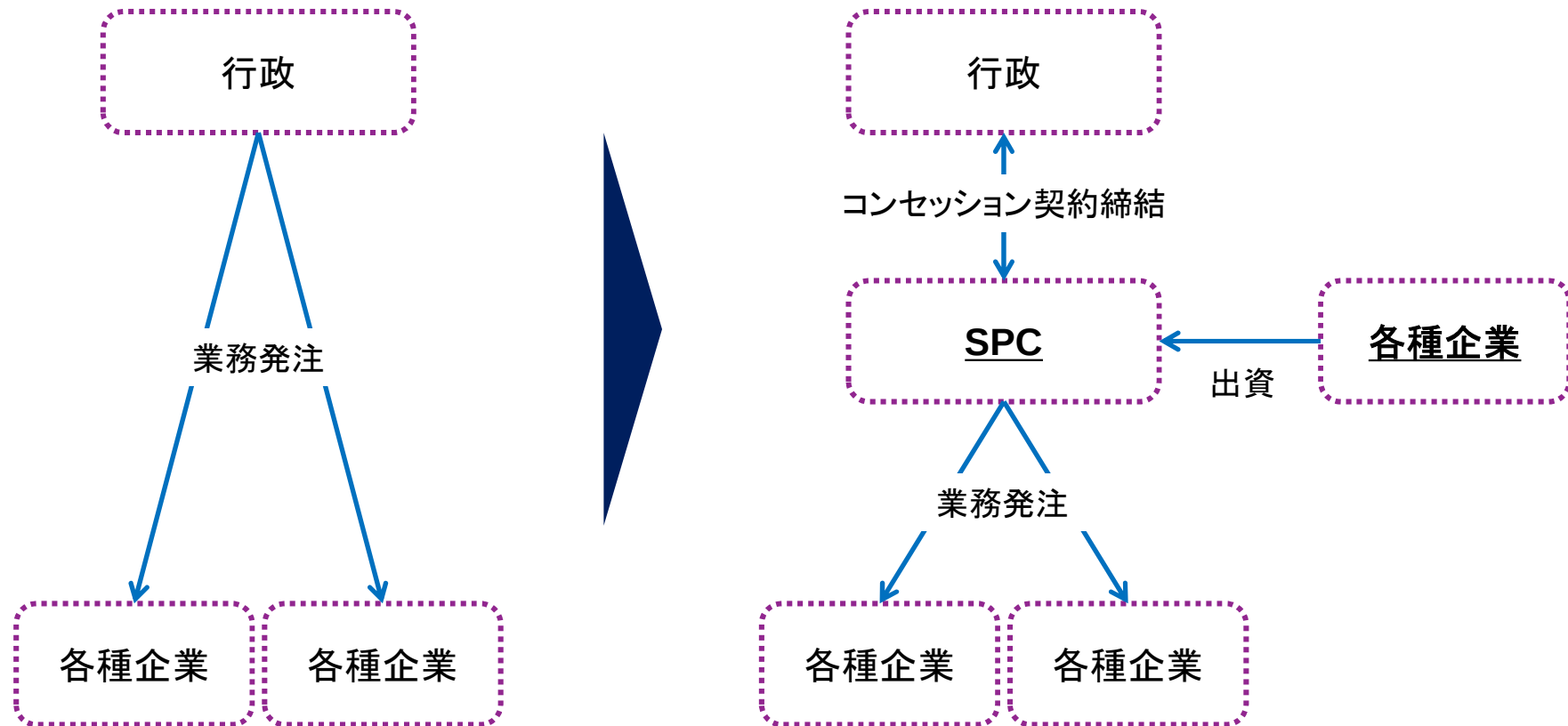
出所) 大阪市水道局『民営化素案』より

企業の問題意識



Building a better
working world

コンセッション等の手法が導入されていくということは、多くの事業会社にとっては発注者の交代を意味する



海外建設業におけるコンセッションを通じた業態転換

先進国の建設業 フェロビアル社（スペイン）の事例

プロフィール

- ・ 国籍：スペイン（本社：マドリード）
- ・ 事業内容：建設業。設計、建設、資金調達、運営、メンテナンス。特に有料道路、空港案件で経験豊富。
- ・ 従業員数：約7万人（約15カ国で事業展開）
- ・ 財務データ：

2002年度(2002年12月末)							2012年度(2012年12月末)						
	合計	建設	インフラ	不動産	サービス	調整項目		合計	建設	有料道路	空港	サービス	その他
売上高	619,945	466,035	55,338	76,223	41,832	-19,483	売上高	947,346	532,836	46,863	984	364,080	2,583
構成比	100.0%	75.2%	8.9%	12.3%	6.7%	-3.1%	構成比	100.0%	56.2%	4.9%	0.1%	38.4%	0.3%
営業利益	59,655	19,090	25,916	12,767	2,263	-381	営業利益	87,084	36,654	25,092	246	24,969	0
対売上高	9.6%	4.1%	46.8%	16.8%	5.4%	赤字	対売上高	9.2%	6.9%	53.5%	25.0%	6.9%	0.0%

※1ユーロ＝123円換算

インフラプロジェクト実績

- ・ 道路：407 ETR Highway（カナダ（トロント））、Chicago Skyway（米国）
- ・ 空港：ヒースロー空港、シドニー空港



（写真）ヒースロー空港

発展の経緯

1952年設立

道路	・スペイン国内で複数のコンセッション契約受託 ・1978年リビアで大規模道路プロジェクト建設	・1999年 407 ETR Highwayコンセッション契約受託（カナダ（トロント））	・2004年 Chicago Skywayコンセッション契約受託（米国）
空港		・1998年メキシコで複数のコンセッション契約受託	・2002年シドニー空港出資 ・2006年BAA（ヒースロー空港等運営会社）買収
1990年まで		1990年代	2000年代以降

※公共サービスプロバイダーのAmey（英国）等の買収により事業を拡大

-
- 意見交換をご希望の方は以下にご連絡下さい。

新日本有限責任監査法人

インフラストラクチャー・アドバイザリーグループ

インフラ・PPP支援室長／エグゼクティブディレクター

福田 隆之

fukuda-tkyk@shinnihon.or.jp